

パイオニア探鉱に係る出資について

令和2年4月1日

2020年（推進）業務通達第102号

最終改正 令和2年6月24日

（目的）

第1条 この通達は、石油等の探鉱、採取及び権利譲受け並びに可燃性天然ガスの液化及び貯蔵に係る出資細則（2004年（石推）業務細則第15号）（以下「探鉱等出資細則」という。）に定める事項のうち、パイオニア探鉱（次条第1項に定義するものをいう。以下同じ。）を対象とした出資業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この通達において「パイオニア探鉱」とは、対象鉱区の存在する堆積盆地において探鉱事業の実績がないと認められる探鉱プレイを対象とする探鉱事業をいう。

2 前項の「探鉱プレイ」とは、地質学的な諸条件が共通すると推定され、石油等の賦存の可能性が見込まれる一連の概念的な地下環境をいう。

3 この通達で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、業務方法書及び探鉱等出資細則において使用する用語の例による。

（出資の対象及び限度額）

第3条 パイオニア探鉱の機構による出資の対象は、探鉱等出資細則第4条第1項に定める費用であって、最初の試掘井掘削作業までに必要な費用とする。ただし、機構による出資の金額は、各事業年度につき、機構の定める額を超えないものとする。

（出資の継続）

第4条 最初の試掘井により石油等を発見した場合、出資先は、機構の出資の継続を申請することができるものとする。

2 機構は、前項の申請を受けた場合は、採択審査基準に準じて審査を行うものとする。

3 機構は、前項の承認を行った場合は、第3条の規定にかかわらず、探鉱等出資細則第4条第1項及び第2項に基づき、出資を行うものとする。

（雑則）

第5条 本通達に定めのない事項については、探鉱等出資細則の規定を適用するものとする。

附 則

この業務通達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和2年6月24日から施行し、令和2年6月12日から適用する。